

# 令和7年度 十和田市教育委員会 第5回定例会議事録

## (公開分)

- 1 日 時 令和7年8月20日(水) 開会 午後2時30分  
閉会 午後2時37分
- 2 場 所 十和田市役所 別館3階会議室
- 3 出席委員 丸井英子教育長、坂本稔委員、深瀬郁子委員、  
小笠原拓司委員、中村豊委員
- 4 説明員 浦田教育部長、乗田教育総務課長、江渡指導課長、  
坂下スポーツ・生涯学習課長、畑山図書館長
- 5 事務局 教育総務課 櫻田課長補佐 松橋係長
- 6 会議録署名委員 坂本稔委員、小笠原拓司委員
- 7 記録者 教育総務課 松橋係長

・・・・・・開 会・・・・・・

○教育長 それでは会議を始めます。

○教育長 出席委員は定足数に達していますので、定例会は成立しました。

これより、令和7年度第5回定例会を開会します。

会議録署名委員は、坂本委員と小笠原委員にお願いします。

定例会の会期は、本日1日とします。

○教育長 それでは、議案を審議します。

|                          |
|--------------------------|
| ○報告第12号 令和7年度教育費補正予算について |
|--------------------------|

○教育長 報告第 12 号の報告理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 報告第 12 号 令和 7 年度教育費補正予算について

今回の補正は、会議を招集する時間的余裕がないと認め、教育長の臨時代理により、歳入を 10,793,000 円、歳出を 570,000 円増額する補正予算を市長に申し出たものであります。

はじめに歳入についてご説明いたします。

教育総務課の教育費国庫補助金については、公立学校情報機器活用支援体制整備事業費、こちらは校務支援システムの導入に関する国庫補助となりますが、10,223,000 円を計上しました。

また、教育総務課の寄付金については、育英基金として株式会社オキタ工業様から 300,000 円、子ども夢チャレンジ基金として十和田八甲ロータリークラブ様から 150,000 円の寄付金を計上しました。

市民図書館の寄附金については、図書購入費として三興電子工業様から 120,000 円の寄附金を計上しました。

次に歳出についてご説明いたします。

教育総務課の基金造成費については、育英基金積立金として 300,000 円、子ども夢チャレンジ基金積立金として 150,000 円を計上しました。

市民図書館の図書館費については、図書購入費として、120,000 円を計上しました。

以上であります。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○委員 「なし」

○教育長 以上で、報告第 12 号は報告済みとします。

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| ○議案第 6 号 十和田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
|----------------------------------------------------|

○教育長 議案第 6 号の提案理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 議案第 6 号 十和田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

このほどの改正につきましては、青森県及び青森県教育委員会において、職員の

多様な働き方を可能とするため、フレックスタイム制が導入されたことに伴い、「十和田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」について、勤務時間の割り振り方法の変更等所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

ご審議をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、別紙の資料をご覧くださいと思います。

1 番、フレックスタイム制の導入についてのところですが、(1)趣旨は先ほど教育部長から説明があったとおりですが、県及び県教育委員会でフレックスタイム制が導入されたことに伴い、本市の県費負担教職員についても県教育委員会と同様に導入することとなります。

(2)対象職員ですが、当面は県と同様に育児又は介護を行う職員としております。

(3)概要については、職員の申告に基づいて、4 週間を超えない範囲内の週を単位とした期間について、その期間内の勤務時間が 1 週間当たり 38 時間 45 分、1 日平均 7 時間 45 分の通常の勤務時間となるように 1 日の勤務時間を増減させることとなります。

やり方によっては、週休 3 日制ができる制度となります。イメージとすればその図にあるとおりで、フレキシブルタイムとコアタイムがありますが、コアタイムは必ず勤務しなければならない時間帯で、4 時間と設定しております。フレキシブルタイムは午前 7 時から午後 10 時の間で、コアタイムを含めて 1 日の勤務時間を設定できる時間帯となります。逆に言うと、フレキシブルタイムなしでのコアタイムの 4 時間だけでもよいということになります。

(4)施行日は、令和 7 年 9 月 1 日を予定しております。

説明は以上となります。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○委員 「なし」

○教育長 議案第 6 号について、提案どおり決することにご異議ありませんか。

○委員 「異議なし」

○教育長 ご異議なしと認め、議案第 6 号は提案どおり決定することとします。

○教育長 これをもちまして、第 5 回定例会を閉会します。

・ ・ ・ ・ ・ 閉 会 ・ ・ ・ ・ ・